

現在の利用料金表（令和3年4月1日現在）

会議室・コンサートホール・イベント広場 利用料金

区分		利用料金（税込）（単位：円）						
		午前	午後	夜間	午前及び午後	午後及び夜間	全日	
会議室	301会議室	11,000	15,400	18,700	24,200	30,800	38,500	
	302会議室	19,800	26,400	33,000	41,800	53,900	67,100	
	401、403及び405会議室	3,080	4,070	5,170	6,490	8,360	10,450	
	402、404及び406会議室	2,530	3,300	4,180	5,280	6,710	8,470	
	407会議室	3,850	5,170	6,380	8,140	10,450	13,090	
	408会議室	3,080	4,180	5,170	6,490	8,470	10,560	
	409会議室	7,040	9,460	11,770	14,850	19,140	23,980	
	410会議室	2,530	3,300	4,180	5,280	6,710	8,470	
	1401会議室	2,640	3,520	4,400	5,500	7,150	9,020	
	第一和室会議室	3,960	5,280	6,600	8,360	10,670	13,420	
	第二和室会議室	3,300	4,400	5,500	6,930	8,910	11,220	
	特別応接会議室	午前又は午後 1時間につき 2,420 夜間 1時間につき 3,080						
	展望レセプションルーム	午前又は午後 1時間につき 5,800 夜間 1時間につき 7,300						
コンサートホール	入場料を徴収しない場合	平日	33,000	48,400	52,800	81,400	101,200	134,200
		土、日及び休日	39,600	61,600	70,400	101,200	132,000	171,600
	2,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	42,900	63,800	70,400	106,700	134,200	177,100
		土、日及び休日	52,800	83,600	96,800	136,400	180,400	233,200
	2,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	52,800	79,200	88,000	132,000	167,200	220,000
		土、日及び休日	66,000	105,600	123,200	171,600	228,800	294,800
楽屋	第1、第2及び第3楽屋	880	1,210	1,540	2,090	2,750	3,630	
	第4、第5及び第6楽屋	1,760	2,420	3,080	4,180	5,500	7,260	
リハーサル室		2,970	3,960	4,950	6,930	8,910	11,880	
屋内イベント広場及び屋外イベント広場		1時間につき 2,700						

- 備考
- この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
    - (イ) 午前 午前9時から正午までをいう。ただし、特別応接会議室及び展望レセプションルームにあっては、午前9時から午後1時までをいう。
    - (ロ) 午後 午後1時から午後5時までをいう。ただし、特別応接会議室及び展望レセプションルームにあっては、午後1時から午後5時30分までをいう。
    - (ハ) 夜間 午後5時30分から午後9時30分までをいう。
    - (ニ) 午前及び午後 午前9時から午後5時までをいう。
    - (ホ) 午後及び夜間 午後1時から午後9時30分までをいう。
    - (ヘ) 全日 午前9時から午後9時30分までをいう。
    - (ト) 休日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
    - (チ) 平日 月曜日から金曜日まで（休日を除く。）をいう。
    - (リ) 入場料 入場料金、会費、会場整理費その他名目のいかなを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいい、その対価に2以上の区分がある場合は、そのうちの最高の額をいう。
  - 301会議室を2室に区分してその一方のみを利用する場合の利用料金の額は、利用料金の額に0.5を乗じて得た額とする。
  - コンサートホールを営利目的として利用する場合の利用料金の額は、入場料徴収の有無にかかわらず、この表の2,000円を超える入場料を徴収する場合の区分に掲げる額とする。
  - コンサートホールを専ら準備若しくは撤去又はリハーサルのためにステージのみを利用する場合の利用料金の額は、利用料金の額に0.5を乗じて得た額とする。
  - コンサートホールをパイプオルガンの演奏技術の習熟のみを目的として利用する場合は、コンサートホールの利用料金は徴収しない。
  - やむを得ない理由により、利用時間区分以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、次のとおりとする。
    - (イ) 利用時間区分の午前に接続して午前9時前又は正午から午後1時までの時間帯を利用する場合 30分（当該利用時間に30分に満たない端数があるときは、その端数を30分として計算する。以下同じ。）につき、この表の午前の区分に掲げる利用料金の額に0.2を乗じて得た額
    - (ロ) 利用時間区分の午後に接続して正午から午後1時まで又は午後5時から午後5時30分までの時間帯を利用する場合 30分につき、この表の午後の区分に掲げる額の0.15を乗じて得た額
    - (ハ) 利用時間区分の夜間に接続して午後5時から午後5時30分まで又は午後9時30分後の時間帯を利用する場合 30分につき、この表の夜間の区分に掲げる額の0.15を乗じて得た額
  - 前号の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、次に掲げる施設を利用時間区分以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、それぞれ次に掲げる額とする。
    - (イ) 特別応接会議室 30分につき1,400円
    - (ロ) 展望レセプションルーム 30分につき3,500円
    - (ハ) 屋内イベント広場及び屋外イベント広場 30分につき1,600円
  - 利用料金の額が一時間当たりの額で定められている場合において当該利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
  - 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を四捨五入する。

## 現在の利用料金表（令和3年4月1日現在）

会議室、展望レセプションルーム、屋内イベント広場及び屋外イベント広場

区分		単位	午前、午後、 夜間	午前及び午後 午後及び夜間	全日
音響設備	拡声装置	1式	2,200	3,960	5,610
	拡声装置（移動式）	1式	4,840	8,710	12,340
	ビデオカセットテープレコーダー	1台	1,540	2,770	3,930
	レーザーディスクプレーヤー	1台	1,100	1,980	2,810
	ビデオプロジェクター	1式	3,300	5,940	8,420
	ビデオモニター	1式	3,300	5,940	8,420
	書画カメラ	1台	2,200	3,960	5,610
	ワイヤレスマイク	1本	1,320	2,380	3,370
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,100	1,980	2,810
	スライドフィルムテレビコンバーター	1台	1,100	1,980	2,810
	プロジェクター（移動式）	1台	2,090	3,760	5,330
	スクリーン	1面	550	990	1,400
	スクリーン（移動式）	1台	220	400	560
	カセットテープレコーダー	1台	1,100	1,980	2,810
	連続録音用カセットテープデッキ	1式	11,000	19,800	28,050
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,100	1,980	2,810
	同時通訳設備	1式	11,000	19,800	28,050
	議長ユニット	1個	550	990	1,400
	参加者ユニット	1個	440	790	1,120
	同時通訳用受信機	1個	220	400	560
カラーテレビ	1台	1,100	1,980	2,810	
その他の 附属設備等	円テーブル	1卓	220	400	560
	サービス台	1台	550	990	1,400
	講演卓子	1卓	1,100	1,980	2,810
	司会卓子	1卓	440	790	1,120
	花台（一）	1台	330	590	840
	花台（二）	1台	440	790	1,120
	可動ステージ（一）	1台	440	790	1,120
	可動ステージ（二）	1台	440	790	1,120
	金びょうぶ	1双	1,870	3,370	4,770
	花瓶（一）	1個	770	1,390	1,960
	花瓶（二）	1個	550	990	1,400
	ピアノ	1台	3,960	7,130	10,100
	パントリー	1室	11,000	19,800	28,050
	持込器具電源	500ワット	60	110	150

### 備考

- 一 この表における利用料金は、午前、午後及び夜間の各利用時間区分ごとに徴収するものとする。
- 二 「午前及び午後」又は「午後及び夜間」の利用時間区分の時間に利用する場合の利用料金の額は、この表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額に1.8を乗じて得た額とし、「全日」の利用時間区分の時間に利用する場合は、この表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額に2.55を乗じて得た額とする。
- 三 利用時間区分以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、30分を単位として、この表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額に6分の1を乗じた額に100分の120を乗じて得た額とする。この場合において、利用時間に30分に満たない端数があるときは、その端数を30分として計算する。
- 四 この表の「持込器具電源」は、利用者が持参した器具の定格消費電力量500ワットごとに徴収するものとする。この場合において、定格消費電力量に500ワット未満の端数があるときは、その端数を500ワットとして計算する。
- 五 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を四捨五入する。

## 現在の利用料金表（令和3年4月1日現在）

コンサートホール及びリハーサル室

### （１） コン서트ホール

区分		単位	午前、午後、 夜間	午前及び午後 午後及び夜間	全日
舞台設備	平台	1台	210	420	630
	コントラバス用いす	1脚	110	220	330
	背もたれ付きピアノ用いす	1脚	110	220	330
	指揮台	1台	990	1,980	2,970
	指揮者用譜面台	1台	220	440	660
	講演卓子	1台	1,980	3,960	5,940
	司会卓子	1台	1,100	2,200	3,300
	花台	1個	330	660	990
	花瓶	1個	550	1,100	1,650
	机	1脚	220	440	660
	ホワイトボード	1台	220	440	660
	式次第掛け	1台	330	660	990
	金びょうぶ	1双	2,200	4,400	6,600
照明設備	照明Aセット（演奏会用）	1式	5,500	11,000	16,500
	照明Bセット（色照明・色変化有り）	1式	11,000	22,000	33,000
	ピンスポット	1台	3,300	6,600	9,900
	スポット（1キロワット）	1台	330	660	990
	スポット（1.5キロワット）	1台	440	880	1,320
音響設備	拡声装置	1式	2,200	4,400	6,600
	ワイヤレスマイク	1本	1,320	2,640	3,960
	つりマイク	1本	1,100	2,200	3,300
	スピーカー	1台	1,100	2,200	3,300
	カセットテープレコーダー	1台	1,100	2,200	3,300
	オープンテープレコーダー	1台	1,320	2,640	3,960
	デジタルオーディオテープレコーダー	1台	1,100	2,200	3,300
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,100	2,200	3,300
	レコードプレーヤー	1台	1,100	2,200	3,300
その他	外国製ピアノ	1台	12,100	24,200	36,300
	日本製ピアノ	1台	7,690	15,380	23,070
	パイプオルガン	1台	21,360	42,720	64,080
	チェンバロ	1台	11,000	22,000	33,000
	映像及び音声の記録装置	1式	3,300	6,600	9,900
	持込器具電源	500ワット	60	120	180

### （２） リハーサル室

区分		単位	午前、午後、 夜間	午前及び午後 午後及び夜間	全日
音響設備	拡声装置	1式	2,200	4,400	6,600
	カセットテープレコーダー	1台	1,100	2,200	3,300
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,100	2,200	3,300
その他	ピアノ	1台	2,530	5,060	7,590
	指揮者用椅子	1脚	220	440	660

#### 備考

- 一 この表における利用料金は、午前、午後及び夜間の各利用時間区分ごとに徴収するものとする。
- 二 「午前及び午後」又は「午後及び夜間」の利用時間区分の時間に利用する場合の利用料金の額は、この表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額に2を乗じて得た額とし、「全日」の利用時間区分の時間に利用する場合の利用料金の額は、この表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額に3を乗じて得た額とする。
- 三 利用時間区分以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、30分を単位として、この表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額に6分の1を乗じた額に100分の120を乗じて得た額とする。この場合において、利用時間に30分に満たない端数があるときは、その端数を30分として計算する。
- 四 楽器の利用料金には、調律に要する経費は含まない。
- 五 この表の「持込器具電源」は、利用者が持参した器具の定格消費電力量500ワットごとに徴収するものとする。この場合において、定格消費電力量に500ワット未満の端数があるときは、その端数を500ワットとして計算する。
- 六 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を四捨五入する。